

鎌倉市教育委員会 令和3年3月臨時会会議録

○日時 令和3年(2021年)3月22日(月)
午前8時30分開会 午前8時56分閉会

○場所 鎌倉市役所 教育長室

○出席委員 岩岡教育長、齋藤委員、下平委員、山田委員、朝比奈委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第37号

鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程2 議案第38号

鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則の制定について

日程3 議案第39号

鎌倉市生涯学習プランの改訂について

日程4 議案第40号

鎌倉市教育委員会職員の人事について

岩岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより3月臨時会を開会する。本日の会議録署名委員を朝比奈委員に願います。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

なお、日程の4議案第40号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開にしたいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め、議案第40号については、非公開とする。

では、日程に従い、議事を進める。

1 議案第 37 号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

岩岡教育長

日程の 1 議案第 37 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の 1 議案第 37 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集 1 ページを参照願いたい。令和 3 年 4 月 1 日付けの教育委員会事務局の組織の見直し等に伴い、鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正しようとするものである。

5 ページの新旧対照表を参照願いたい。まず、第 2 条の用語の意義について、組織の見直しに伴う鎌倉市教育委員会事務分掌規則の改正に合わせ、引用条文の整理をするものである。続いて、第 3 条代決について、代決者を明確にするとともに、代決の判断を上司が適切に行うよう、第 4 号及び第 5 号の文言を改正する。併せて、第 6 号として、代決者及び決裁責任者がともに不在の時等に、当該決裁責任者の上司が代決する旨を規定する。

7 ページに移り、庶務関係の表のうち、要綱、要領、指針等の定例軽易な改正について、部長等の専決区分としていたが、定例でない軽易な改正についても部長等が専決できることとする。

9 ページの人事関係の表に移り、在宅勤務等、旅費の支出を伴わない出張について、部等の総務担当の課長等の合議を不要とする。

10 ページに入り、教育総務課の部分に、審査請求に係る専決事項を追加する。また、組織の見直しに合わせて、所管課や規定順の変更等を行う。

その他、各表において、課長等が置かれていない場合の専決の取扱いについて新たに規定するとともに、組織の見直し等に伴う文言の整理を行う。

本規則の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 37 号は原案どおり可決された)

2 議案第 38 号 鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則の制定について

岩岡教育長

日程の2議案第38号「鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の2議案第38号「鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集16ページを参照願いたい。

現在鎌倉市では、行政手続の簡素化を図り、市民の負担の軽減及び利便性の向上に資することを目的として、行政経営課が中心となり、各種申請書及び届出書等の押印の廃止や見直しに取り組んでいる。

これを受け、教育委員会においても同様の取組を進めるため、規則で定める申請書等の押印の特例に関し、必要な事項を定める「鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則」を制定しようとするものである。

該当する規則及び様式については、18ページの様式一覧のとおりとなっている。本規則の施行期日は、令和3年4月1日とする。

なお、鎌倉市教育委員会規則に定められていない申請書等についても、行政経営課から示されている基準に照らして、押印の廃止・見直しのため、必要な手続を行っていく。

(質問・意見)

岩岡教育長

学務関係の押印規則はなかったか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

現在は文化財部と生涯学習センターのみとなっている。教育部関連においては該当がなかった。

岩岡教育長

就学指定関係の書類等はそもそも押印を求めてないということか。規則上求めていないということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

求めていないものもあれば求められているものもある。

岩岡教育長

あとはそれを事務的に求めているかということは、規則から離れた世界として議論の余地があるということになる。

(採決の結果、議案第 38 号は原案どおり可決された)

3 議案第 39 号 鎌倉市生涯学習プランの改訂について

岩岡教育長

日程の 3 議案第 39 号「鎌倉市生涯学習プランの改訂について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第 39 号「鎌倉市生涯学習プランの改訂について」説明する。別添資料「鎌倉市生涯学習プラン（案）」を参照願いたい。

教育委員会 3 月定例会での協議、庁内の調整会議での意見を踏まえ、前回お示した「鎌倉市生涯学習プラン（案）」の内容を修正した。主な修正点を説明する。

プラン（案）の 12 ページから 13 ページを参照願いたい。庁内の調整会議において、政策の方針 2 の政策の方向について、「施設自体を整備して充実させていくという印象を受ける」との意見があったことから、(1) 生涯学習センター等の学習環境の充実、(2) 図書館資料等の充実、(3) 博物館等の機能の充実に修正した。修正した内容は以上である。

本委員会にて承認をいただいたのち、文書決裁を経て確定し、鎌倉市のホームページ等で周知するとともに、市民にも分かりやすいようにアクションプランをとりまとめ、事業の進行管理を行っていく予定である。

(質問・意見)

下平委員

この前拝見したものから変わっているのは、今おっしゃったところだけなのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

そうである。文言の言い回しがおかしいと指摘いただいたところは若干修正を加えている。

(採決の結果、議案第 39 号は原案どおり可決された)

岩岡教育長

それでは日程 4 議案第 40 号は非公開となるので、傍聴の皆さんと関係職員以外の方はご退場準備をお願いします。

非公開

4 議案第 40 号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、教育委員会 3 月臨時会を閉会する。